

《特別寄稿》



『子ども・子育て支援の
未来をひらく
認定こども園を目指して』

きよはら けいこ
清原 慶子 氏

- ・東京都三鷹市長
- ・内閣府「子ども・子育て会議」メンバー

〇はじめに

全国認定子ども園協会の会員の皆様には、平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度を見据えつつ、「すべての子どもの最善の利益」の実現を目指し、教育・保育の質的向上と量的拡充に向けて、誠心誠意実践に取り組まれていることに深く敬意を表します。

私は、平成 22 年度から内閣府子ども・子育て新システム検討会議「幼保一体化ワーキングチーム」のメンバーとして、平成 23 年度にはさらに「基本制度ワーキングチーム」のメンバーとして、子ども・子育て支援新制度の枠組み作りに関わりました。

そして、平成 25 年 4 月からは全国市長会推薦により内閣府「子ども・子育て会議」委員を、高知県の尾崎正直知事（全国知事会）、新潟県聖籠町の渡邊廣吉町長（全国町村会）とご一緒に務めています。市長である私の役割は、新制度の当事者である基礎自治体の立場から、現場での実践を踏まえて望ましい制度の実現に向けて発言することだと認識しています。また、10 月に発足した東京都の「東京都子ども・子育て会議」にも、東京都市長会の推薦により委員を務めています。

内閣府の「子ども・子育て会議」は、基準検討部会も含め、4 月以降ほぼ毎月各 1 回ずつのペースで開催され、新制度の基本指針(案)の検討に続き、幼保連携型認定こども園の認可基準、公定価格等について、毎回ほぼ全員の委員が発言するというように、精力的に検討が行われています。会議に参加して、国民・市民の皆様の新制度に対する期待の大きさを強く感じるとともに、検討過程に参加していることを光榮に思っています。

〇三鷹市の概要と子ども・子育て支援施策

三鷹市は、東京都のほぼ中央に位置し、特別区に隣接する人口約 18 万人、世帯数約 9 万世帯の市で、市制施行 63 年目を迎えています。山本有三や太宰治、

吉村昭など作家ゆかりの地でもあり、都立井の頭恩賜公園や三鷹の森ジブリ美術館、国立天文台などが立地する緑豊かな住宅都市です。

特別区に隣接しながらも比較的閑静で、しかも都心への通勤に便利な立地条件にあり、子ども・子育て支援を重点施策として推進していることから、児童人口が増加傾向にあります。

三鷹市では、平成 20 年 6 月に子どもたちの参加を得て、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元氣よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として『三鷹子ども憲章』を制定しました。

内容としては「み」んなでつくる三鷹の未来」「た」すけ合い、いじめをなくそう勇気を出して」「も」っている、みんなの命大切に」など「みたかのこども」の 1 文字ずつを頭文字とした親しみやすい憲章としました。

平成 21 年 3 月には、子どもの「育ち」を地域全体で支えることを核として、次世代育成支援に向けた子育て支援施策を効果的に進めるための総合的指針として『三鷹市子育て支援ビジョン』を策定しています。その内容は次の「5 つの柱」から構成されています。

- ・ビジョン 1 多様な主体の参画と協働による子育て支援体制の整備
- ・ビジョン 2 子育て生活を応援する在宅子育て支援
- ・ビジョン 3 子どもの育ちを伸ばす施設保育支援
- ・ビジョン 4 学童保育所を中心とした子育て支援環境の充実
- ・ビジョン 5 子育て支援施策の質の向上を目指した検証・研究・研修の拡充

そして、このビジョンの具体化を図るため、平成 22 年 3 月に『三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）』を策定するとともに、平成 22 年 4 月には、子育て支援施策と児童青少年施策を総合的に推進するため、「子ども政策部」を創設し、体制の強化を図っています。

〇三鷹型こども園の取り組み

三鷹市は、施設保育の分野では、公立保育園での 0 歳児保育を昭和 31 年に全国で最初に開始した市です。また、平成 19 年 4 月には、認可保育園の中に保育園児と保育要件を問わない幼稚園タイプ園児（短時間保育）が共に過ごす、新しい形の幼保一体型のこども園「ちどりこども園」を開設しました。「認定こども園法」が成立した次の年です。

「ちどりこども園」は、地域の保育ニーズの高まりから閉園する公立幼稚園を保育園に転用する形で整備しました。開設にあたっては庁内に開設準備委員会を設けて「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の

整合性を図るカリキュラムの作成や、人員体制、職員研修といった具体的な事項について検討を重ね、保育園をベースとした機能に幼児教育機能を強化した施設としました。当然のことながら、育児相談や地域開放事業といった在宅子育て支援事業にも力を入れて、「三鷹型こども園」としての運営を推進しています。運営は社会福祉法人に委託しています。他の公設民営保育園と同様に、市、保護者、学識経験者及び受託法人の4者で構成する運営委員会を設置し、保育方針や運営実績などについての意見交換を行い、質の確保と向上に努めています。



三鷹市立ちどりこども園

〇子ども・子育て支援の未来をひらく、認定こども園を目指して

新制度において「認定こども園」は、幼児教育と保育を総合的に提供しつつ、地域の子育て家庭に対する子育て支援事業を行う重要な施設として位置付けられています。

核家族化が進む現在において、保育を必要とする子どもしない子ども、ともに受け入れる施設として、待機児童解消のみでなく、知識と経験に基づいて幅広く子育て家庭に寄り添うことができる子育て支援拠点としての役割を果たすことが求められています。

そこで、三鷹市では新制度に向けて「ちどりこども園」を幼保連携型認定子ども園に移行する方向で検討しています。それを契機に、幼児教育の充実に向け、

他の公立保育園の認定こども園化を視野に入れ、子ども・子育て支援の充実を図っていきたいと考えています。

現在、検討が進められている「子ども・子育て支援新制度」は、「すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する」ことを目標として掲げ、「そのための子ども・子育て支援給付などの財源を国がしっかりと確保して、基礎自治体である市町村が事業主体となり、国・都道府県が制度の実施を重層的に支える仕組み」です。

各市町村は、これまでの検討の状況を踏まえて、すでに新制度に対応する情報処理システムの構築などの準備に入っています。三鷹市では、『子育て支援ビジョン』で掲げた子育て支援施策の実現に向けて、新制度が新たな財源とともに法的にも後押しをしてくれるものと期待しつつ、さらなる充実を図るチャンスと捉えています。

各市町村は、平成 26 年度には、現在実施しているニーズ調査の結果を踏まえて、『子ども・子育て支援事業計画』を策定します。人口密度の高い都市部もあれば中山間地等の過疎の自治体もあり、各地域の実情は多様です。そこで、事業実施主体である基礎自治体として「子どもの最善の利益」の実現に向けて、各地域の「子ども・子育て会議」の皆様とも情報共有を進めていきたいと思ひます。そして、新制度を実効性のあるものとするために、関係機関の連携と保護者及び事業者等との協働が重要であると考えます。私は、子ども・子育て支援の関係者の努力を最大の効果に繋げることが、基礎自治体に要請されている重要な責務であると考えています。

新たな使命を担う認定こども園の皆様のご期待にそえるように、国の委員として、また自治体の長として、新制度の円滑な施行に向けて努力していきたくと考えています。

皆様のますますのご活躍とご協力を、どうぞよろしくお願ひいたします。

三鷹子ども憲章

わたしたちは、三鷹の子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として、この憲章を定めます。



平成20年6月25日議決

相談できるところ

- 総合教育相談窓口（三鷹市の教育委員会の人が相談や案内をします）
電話：0422-45-1151 内線3291
（月曜～金曜の午前8時半から午後5時まで）
※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです
- 三鷹市子ども家庭支援センター のびのびひろば
電話：0422-40-5925（午前8時半から午後7時まで）
※日曜・祝日・年末年始はお休みです
- いじめ相談ホットライン
電話：03-5800-8288（24時間受付）
- 子どもの権利擁護専門相談事業 一東京子どもネット
電話：0120-874-374
（月曜～金曜の午前9時から午後8時半まで）
（土曜・日曜・祝日は午前9時から午後5時まで）

三鷹子ども憲章

- 1 **みんなでつくる 三鷹の未来**
わたしたちは、子どもの個性と人権が守られ、笑顔があふれる明るいまち三鷹をつくっていきます。
- 2 **たすけあい いじめをなくそう 勇気を出して**
わたしたちは、いつも思いやりの心をもって助けあい、勇気を出していじめや暴力をなくしていきます。
- 3 **かんがえて 行動しよう マナーとルール**
わたしたちは、社会の一員としてマナーを身につけ、ルールを守り、お互いに気持ちよく過ごせるよう考えて行動していきます。
- 4 **のこそう自然 三鷹らしさを いつまでも**
わたしたちは、郷土三鷹を愛し、三鷹らしい自然環境と地域の伝統・文化を次の世代に伝えていきます。
- 5 **こまったら 相談しよう まわりの人に**
わたしたちは、困ったときは、家族や友だち、先生など、まわりの人に相談できるよう、ふれあう機会を大事にしています。
- 6 **どの人も あいさつかわす まちにしよう**
わたしたちは、だれもが感謝の気持ちをもって、お互いに笑顔であいさつをかわせるまちにしています。
- 7 **もっている みんなのいのち 大切に**
わたしたちは、心も体もすこやかにたもち、だれにもひとつしかない大切ないのちをみんなで守っていきます。

平成20年6月25日議決

～ 協会報告 ～

「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」
検討合同会議の状況から



認定こども園ポプラの木

おかわら のぶる
園長 岡村 宣

(全国認定こども園協会理事)

「子ども・子育て関連3法」の定めにより、国の子ども・子育て会議とその下に設置された基準部会において、基本指針や新たな制度における種々の基準、公定価格等について検討が進められています。来年春には明確に示されることとなるでしょう。

これらの制度の検討と共に、「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会認定こども園教育専門部会」と「社会保障審議会児童部会認定こども園専門委員会」の28名による合同会議が招集され、6月の第1回会議以降、新たな「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」の検討が進められています。私は、秋田での経験から、保育所由来の幼保連携型認定こども園からの委員として委嘱され、検討に加わっていますので、ここにこれまでの検討内容を報告させていただきたいと思います。（ただし、閉会後に回収される資料もあることから、正確な文言による報告ができないことをご了解ください。）

これまでに4回の合同会議が開催されました。その中で、第3回の団体ヒヤリングでは、協会としての意見を中山理事が述べました。年明けの1月には最終的な報告が取りまとめられ、3月には3大臣による告示として発表される運びとなります。

主な検討課題とされている論点は以下の通りです。（文科省のホームページをご覧ください。）

- （論点1） 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性
- （論点2） 小学校教育との円滑な接続
- （論点3） 幼保連携型認定こども園の固有の配慮事項

また、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」に盛り込む事項として、以下が挙げられています。

- 全体を通じた目標を設定する観点から
 - ・乳幼児期の教育、保育の基本に関する事

- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の観点から
 - ・養護に関する事
 - ・発達や学びの連続性に関する事
 - ・乳児保育に関する事
 - ・3歳未満児の保育に関する事
 - ・特別な支援を必要とする子どもの保育に関する事
 - ・特別な支援を必要とする子どもがいる保育に関する事
 - ・健康・安全に関する事
 - ・食育に関する事
 - ・虐待防止も含めた危機管理に関する事
 - ・保護者支援も含めた子育て支援に関する事
 - ・保育者の資質向上に関する事

●幼保連携型認定こども園の固有の配慮事項の観点から

- ・認定こども園の特性に関する事
- ・教育、保育の継続性に関する事
- ・1日の生活リズムに関する事
- ・保育時間の長さによる園内や家庭での経験の違いに関する事
- ・入園時期の違いによる指導体制、保育体制に関する事
- ・長時間保育・短時間保育双方の保護者との連携に関する事

これらについての委員の意見を正確に紹介することは困難ですので、随時発表されていく議事録をホームページからご覧ください。以下、私が委員として述べた意見をまとめてご紹介させていただき、報告とします。

<岡村意見（抜粋）>

1. 国は、親の就労の有無や時間の長短によらず、子どもの育ちをひとつに描き、保障すべき。
なぜ、同じ国の就学前の子どもたちが、異なる制度、保育の指針の中に置かれているのかが問題意識。すべての子どもに同じ育ちが保障される中で、保護者の状況や、特別な支援の必要性などについて、デイリープログラムなどの保育の時間の使い方や、保育職員の連携や計画のあり方での工夫や配慮がなされることでカバーしていくべきものではないか。
認定こども園では、長時間の保育の最後の時間まで計画は1本で貫かれている必要がある。午前中の

コアな時間に加え、午後の時間にもうひとつ遊びの山があるという生活を組み立てていくことが、実は、幼稚園であっても保育園であっても必要なことであり、これは認定こども園だけのことではない。保育（教育）課程から1年の計画へ、月案へ、週日案へと、子どもの育ちが見通された中で、その日の生活、遊びを、しっかりすべての職員が見通して、午前の職員が午後の職員に渡していく場合も、何人かの職員は午前の保育から午後の保育まで通して担当している場合も、いろいろなあり方を組み合わせながら、子どもの生活をひとつに考え支えることが必要である。

短時間での検討に不安があるのは確かですが、ここから生み出される保育要領を、現場が育み、成長させていく営みも重要なのではないのでしょうか。「現場は制度のアンテナ」との大場幸夫先生の言葉の通り、現場から生み出していく営みをさらに続けていきたいと願います。



●第2回トップセミナーのご案内

◎日にち 平成26年2月8日（土）
◎場 所 全社協・灘尾ホール(新霞ヶ関ビル内)
※多くの方のご参加をお待ちしております。

●地域活性化研修会のご案内

・「中四国ブロック」⇒平成26年 3月1日
・「中 部ブロック」⇒平成26年 3月8日
※詳細は、後日 HP にてお知らせします。

●全国認定こども園協会出版本

『認定こども園の未来 ～幼保を超えて～』

2. 機能に着目した保育要領に

新たな幼保連携型認定こども園には、総合的な機能として発揮される様々な機能に対応したものが求められる。たとえば、低年齢から集団を経験している子どもたちの中に、3歳から初めて集団に入ってくる標準的教育時間を利用する子どもが入ってくる時の配慮のあり方がある。違いをどう受け止めてどのように保育に当たるか、一人ひとりの生活への配慮、工夫がより一層求められる。

さらに、子育て支援機能、放課後児童クラブの機能、一時的保育事業、居宅訪問型の保育機能などなど、地域型保育給付の事業として指定をうけたり、バックアップ施設としての機能など、多くの機能をもって息づく施設となる。市町村の役場機能の窓口を担当するなどの機能も備えるだろう。

保育要領では、このような機能に着目した編成をお願いしたい。

3. 幼保連携型認定こども園の保育要領には、「幼稚園」「保育園」の言葉は不要。


幼稚園と保育園が大切にしてきたことを合わせるような形で、子どもの育ちが明確に描かれ、それをどんな施設であっても保証でき、支えることができるというものを築き上げる必要がある。

4. 多様な領域における活用

この保育要領の告示により幼保と合わせてトリプルスタンダードになるのではなく、将来的にはこの保育要領に集約されていく方向性があり、また、地域型保育給付の中で息づく小規模の保育施設においても活用されるであろうことから、「多様な領域における活用」ということを要領に盛り込む必要がある。以上。

全国認定こども園協会 おすすめの本
HP をご覧の皆様、お買い求めの際は当協会までご連絡ください。

この1冊で“認定こども園”がわかる!
認定こども園について、制度&実践事例を
くわしく わかりやく紹介します。



**『認定こども園の未来
～幼保を超えて～』**

編著/特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

監修/吉田 正幸

ページ数: 280 ページ

判型: A5 (表210mm×よ214mm)

出版: フレーベル館

「認定こども園がめざすべきものは何か? 保育の質の向上とは何なのか? 本書の豊富な実践事例が、その手かりを与えてくれるものと思います。」

内閣府 政策統括官(共生社会政策推進) 付
会審官(少子化対策推進) 長田浩志 氏 推薦

●全国 24 園の事例を紹介

特長 ●保育界を代表する 9 名の研究者・有識者が執筆
(わかりやすい制度解説 / 気になる海外+ OECD 諸国の動向)

【お問い合わせ先】

協会本部：Tel048-993-3711

「子どもの最善の利益を願うあなたへ」

…全国認定こども園協会の強い味方…アドバイザー・ボードの皆さんからのメッセージ⑧

「認定こども園の開設 7 年目を迎えて」



たむら てつお
田村 哲夫 氏

学校法人青葉学園 理事長
認定こども園
青葉学園野沢こども園
総括園長

東京都においても、子ども・子育て会議が開催され、子ども・子育てに関する新制度に向けて、着々と議論が進められているようであるが、子どもを取り巻く環境が目に見えて改善されているとは言い難い状況も続いている。注目されている今この時に議論を尽くし、少しでも早く子どもにとってより良い環境が作り上げられることを願っている。思い返すと、世田谷区の公募に応募し東京都第 1 号として認定を受けた学校法人青葉学園野沢こども園の運営を始めて、今年でちょうど 7 年になろうとしている。

私自身、国全体の教育施策に長く携わってきたが、こどもの人間としての成長が始まる 3 歳から 5 歳は、その人間の将来にとって大きな影響を与える時期であり、教育がなされる場所を親の都合によらないものとして用意されることが、これからの日本にとって重要になると考えてきた。私が理事長を務める学校法人青葉学園は、60 余年にわたり幼稚園を運営しているが、社会が変化する中では、これからの学校法人が幼児教育の中で果たす役割も変わると考え、思い切ってこども園に取り組むこととした。

ただ、幼稚園と保育園がまさに一体となっていることから、幼稚園と保育園との違いを丁寧に説明していくことが必要で、色々と気を使わなければならない点も多い。こども園として求められる形の中身がどうあるべきか、その間の様々な取組を通して、模索してきたところもあ

る。ちょっとしたことではあるが、行事や保護者懇談会などへの取り組み姿勢、昼寝や給食の取り扱いなど、幼稚園と保育園とでは教職員と保護者それぞれで捉え方が違うと感じた。教育に重心を置き、保育を大切にすることで、何をしなければいけないのか、どこまでやらなければいけないのか、限られた時間やリソースの中で取捨選択を迫られた。全てやればそれに越したことはないが、こども園として何を考え、何を大事にするか。教職員の数が多く、保育時間が長いことから、園内での研修時間や情報交換の時間が限られ、どうしても職員間の共通理解や園としての方針理解などに課題が残る。昼に研修が出来るよう、ローテーションに工夫を凝らしたり、教育・保育課程表等の作成により出来る限りスムーズな情報交換が出来るようにしたり、細かなことの積み重ねであるが、継続的な取り組みが欠かせない。

学校法人として特に教育活動には拘り臨んでいる。子どもの達成感や意欲を狙った行事も多く、3 歳～5 歳は幼稚園との差をなくすため、制服も導入した。正課として、英語と体操は専門の先生が指導している。完成年度以降毎年実施している第三者評価において、平成 23 年度には、園の満足度が 93.9% と大変高いご評価を頂いた。区内の他の保育園との違いからか、志願倍率が最も高い。一時保育の利用者も多く、子育て井戸端会議や、法人内にある東京医療保健大学の先生方と連携し定期開催している「子育て支援講座」も好評を博している。



野沢こども園

設立当初の目的でもある、幼稚園と保育園といった区別が無くなるよう努力してきたことが、地域の皆様に受け入れられ、少しずつ形になってきたことは、本当に嬉しい。これから、こども園が社会にしっかりと根付いていくことで、子どもたちにとって、最善の教育・保育の環境が提供されることを期待している。

風見鶏

保育システム研究所
吉田 正幸 氏

「認定こども園の原点を考える」

子ども・子育て支援新制度の具体的な制度設計が大詰めを迎えている。本稿が出る頃には、公定価格を除いて、おおよその姿は明らかになっていると思われる。特に、認定こども園にとって大きな関心事である新幼保連携型認定こども園の認可基準や保育要領などの具体的なイメージは見えていないかと考えられる。

そこで本稿では、個別課題に関する中途半端な論評はやめて、改めて認定こども園の基本的な課題を論じておきたい。言い換えると、認定こども園にとって新制度の損得ではなく、誰のために何のために認定こども園を志すのかを再考してみたい。

まず認定こども園が最も重視すべき理念は、「すべての子どもの最善の利益」を徹底して追求することである。「すべての子ども」ということは、その家庭状況（三世代家族、核家族、母子家庭など）にかかわらず、保護者の就労の有無や形態（フルタイム就労、パート就労、在宅勤務、非就労など）にかかわらず、家庭の所得の多寡にかかわらず、子どもの障害の有無や程度にかかわらず、居住地域（都市、地方）などの違いにかかわらず、すべての子どもを対象にするということである。すなわち、排除の論理には決して与せず、インクルージョン（包摂）を大切にすることである。

例えば現行制度では、祖父母等など同居親族がいる三世代世帯は「保育に欠ける」とはみなされないが、新制度においては優先順位こそつくものの、同居親族要件で保育利用が排除されることはない。保育認定という仕組みを導入することによって、パート就労や在宅勤務にも保育利用の道がより開けてくる。母親の就労の有無によって、幼稚園と保育所に分かれている状況を変えることで、子育て家庭や地域を分断せずに済み、地域コミュニティの再生の可能性が出てくる。

「最善の利益」に関しては、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、質の高い保育、幼児教育を行うことが求められる。また、子どもに対する保

育・教育だけでなく、最も重要な子ども環境である家庭や地域社会が子どもにとって少しでも豊かな環境になるよう、保護者への支援や地域子育て支援を積極的に行うことが期待される。

これについては、認定こども園の特質である「一体性」と「一貫性」が大切なキーワードとなる。一体性とは、親の就労の有無によって子どもの保育時間こそ違ってくるがあっても、幼保を超えた一体的な保育を行うことで、共通の育ちを保障することができる。さらに、家庭への支援や地域社会とのつながりを深めることによって、子どもの24時間、365日を見通した生活の連続性を担保することができる。

また、未就園親子への子育て支援によって、未就園と就園をつなぎ、小学校との連携・小学校教育との接続を図ることによって、就園と卒園後をつなぐことができる。いわば発達や学びの連続性を保障することが可能になる。

新制度によって、認定こども園の必須機能である子育て支援が、市町村子ども・子育て支援事業の一環として位置付けられることになれば（現時点ではまだはっきりしていないが）、子育て支援機能をより充実することができる。しっかりとした保育要領ができれば、質の高い一体的な保育・教育を行うことがより可能になる。

新制度になれば、これまでの認定こども園の制度的なデメリットは少なくなり、メリットも多くなることが想定される。それだけに、経営的な損得ではなく、本質的な良さや魅力を追求していくという意識のあり方が問われるのではないだろうか。

【編集後記】

●皆様、どのような一年でしたでしょうか？国の「子ども・子育て会議」が進み、それに伴い、各県・市町村でも「子ども・子育て会議」が進んでいます。全国津々浦々で、“子ども”について考えられた1年だったと願っています。

●今号は、三鷹市長の清原氏に特別寄稿をお願いしました。前号とも、国の子ども・子育て会議が進む中で、私たち保育関係者ではなく、メディア・行政の方々は、この議論をどう捉えているのかを情報発信したいと企画しました。

●協会出版本ができました。ご協力頂いた方々に感謝申し上げます。多くの方に手に取ってほしいと願っています。（九州男児）